令和元年度卒業生・修了生の皆様へ

～航空宇宙工学同窓会「高翔会」の入会案内～

高翔会は名古屋大学工学部・工学研究科において航空宇宙工学を学んだ学生の同窓会です。昭和１５年に名大航空学科が設置された歴史を引き継ぎながら、昭和２５年に正式に発足しました。現在会員数は１５００名を越えております。本会は、「会員が親しみを増し、お互いの研鑽により文化の発展に寄与すること」を目的としています。高翔会総会をはじめ、公開講演会、研究室見学会、懇親会、卒業・修了記念バッチの贈呈、Ｗｅｂサイト・メールでの卒業・修了生向け情報発信等、活発な活動を行っています。詳細はＷｅｂサイト（http://koushoukai.jp/）をご覧下さい。

現在、航空宇宙工学分野は大変革期を迎えておりますが、本会のネットワークは、会員にとって、時代を生き抜くための力強いサポートとなります。是非卒業・修了の機会に、本会への入会をおすすめいたします。

入会希望者は、次ページの入会申し込み書（Webサイトからもダウンロードできます）に必要事項を記入し、航空宇宙工学専攻の所属研究室の教員を通じて、２０２０年３月２３日（月）までに申し込んでください。なお、申し込み時に終身会費５,０００円を同教員にお支払いください。入会者には、卒業・修了時（２０２０年３月２５日（水））に、以下の記念バッチを贈呈いたします。

　　　　 　　　　 　 

学部卒業生　　博士前期課程修了生　　博士後期課程修了生

問い合せ先

高翔会事務局　笠原

koushou.nu@live.jp またはTEL 052-789-4404

高翔会　入会申込書

私は、高翔会の規約に同意し、高翔会の会員になることを申し込みます。

申込日　　西暦　　　　年　　月　　日

１．氏名（フリガナ）： 　　　　（　　　　　）

２．所属コース・専攻：

３．学年：

４．所属研究室：

５．生年月日：西暦　　　年　月　日

６．性別：

７．卒業・修了後の連絡先

(自宅，個人所有の電話とE-mailに優先的に連絡させて頂きます．)

郵便番号：

住所：

電話番号：

E-mail：

８．勤務先・進学先

郵便番号：

住所：

電話番号：

E-mail：

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

高翔会における個人情報の取り扱いについて

1. 個人情報の収集について

本会は、案内状の発送などの各事業に必要な範囲内で、会員の個人情報を収集する場合があります。

1. 個人情報の取扱いについて

本会は、個人情報を安全かつ慎重に管理し、漏洩、紛失、改ざんなどの危険防止のために適切な保護措置を講じます。

1. 個人情報の利用について

本会は、会員からご提供いただいた個人情報を、会の運営以外の目的で利用することはありません。

1. 個人情報の第三者への提供について

預かりました個人情報は個人情報保護法に則り、法令により提供を求められた場合、また会の運営開催の目的の場合を除き、第三者に提供することはありません。

1. 個人情報に関する会員の意思の尊重

本会は、会員本人より個人情報に関する開示・追加・訂正・削除、並びに利用停止を求められた場合は、速やかにご対応します。

名古屋大学高翔会規約

第1条　名古屋大学「高翔会」は，1939年の名古屋帝国大学工学部航空学科創設以来，名古屋大学工学部及び大学院工学研究科において航空宇宙工学を学んだ者の同窓会である．

第2条　本会は，会員の親しみを増し，お互いの研鑽により文化の発展に寄与することを目的とする．

第3条　本会は，次の会員をもって組織する．

1．名古屋大学工学部航空学科及び物理工学科の学部卒業生，修士課程修了生，博士課程修了生及び航空学科入学者の中で入会を希望する者．（名古屋帝国大学の1942年－1946年の工学部航空学科卒業生も含む．）

2．名古屋大学工学部機械・航空学科の航空宇宙工学コースの学部卒業生，名古屋大学大学院工学研究科航空宇宙工学専攻の修士課程修了生及び博士課程修了生，マイクロシステム工学専攻（専攻創設後マイクロ・ナノシステム工学専攻と名称変更）の航空宇宙工学併担講座の修士課程修了生及び博士課程修了生の中で入会を希望する者．

3．2017年度以降の入学・進学者で，卒業研究，博士前期課程，博士後期課程のいずれかにおいて，名古屋大学大学院工学研究科航空宇宙工学専攻教員の指導を受けた卒業生，修了生の中で入会を希望する者とする．

4．上記1．2．3．に記された学科及び専攻の講座に，学部又は大学院の研究生として在籍した者の中で入会を希望する者．

5．前記1．2．3．に記された講座に教員又は職員として在籍した者の中で入会を希望する者．

第4条　本会は次の事業を行う．

　　　　1．会員名簿の管理及びホームページの運営．

　　　　2．総会の開催(原則として年1回)．

　　　　3．その他本会が適当と認める事業．

第5条　本会には，会長1名，副会長若干名，監査1名の役員を置く．

　　　　役員は，総会における会員の互選によって選出される．

　　　　役員の任期は2年として，重任を妨げないものとする．

　　　　会長は本会を代表して会務を総括する．

　　　　副会長は会長を補佐する．

　　　　監査は，本会の会計予算及び決算報告の審査を行い，総会に報告する．

第6条　本会には事務局を置く．

　　　　事務局は幹事若干名で構成する．

 事務局は，本会の運営に付いて評議して，総会へ提案するとともに，総会の承認を経て，本会の事業の実施を総括する．

　　　　幹事は，会員名簿の管理及びホームページの運営，総会の開催，その他の会務を処理する．

幹事の任期は，2年として，重任を妨げないものとする．

第7条　会員は，終身会員費5,000円を納入しなければならない．

但し，終身会員費を分割納入する事ができる．

第8条　本会の経費は，終身会員費，事業収入，寄附金，及び銀行預金等利息によって

賄う．

第9条　本会の会計年度は，毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる．毎年度の事業における本会の会計及び決算報告は，事務局が作成し，総会の承認を経るものとする．

第10条 規約の改定は，総会における票決によるものとする．

1950年12月10日決定　　1956年11月2日改定　　1961年3月12日改定

1963年12月10日改定　　1968年3月23日改定　　1971年3月13日改定

1981年3月14日改定　　 1986年3月23日改定　　1991年5月25日改定

1992年5月23日改定　　 1996年3月18日改定　　2018年10月20日改定